

福祉・介護職員特定処遇改善加算に係る情報公開(見える化要件)

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。2019 年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

- A. 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
 - B. 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
 - C. 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること
- という 3 つの要件を満たしている必要があります。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

＜入職促進に向けた取組＞

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
… 有資格者や経験者以外に無資格・未経験者でも応募可能な求人を出しており、実際に当法人の保育士等の 1/3 程度は他産業からの転職者等である。また、40 代以上で無資格・未経験者として入職した職員も多数いる。
- 職業体験の受入れや地域行事への参加・主催等による職業魅力向上の取組の実施
… 地元高校福祉科の生徒のボランティアや職場体験の受入を行っている。また、市町村社会福祉協議会が開催する就職面談会にも参加している。

＜資質の向上やキャリアアップに向けた支援＞

- 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
… 介護福祉士の取得を目指す者に対し、実務者研修の受講料を法人が貸し付け、6 年間に渡って少額ずつ返済するとともに、介護福祉士を取得してから 3 年勤続した場合は残債の返済を免除する仕組みを導入している。

また、個々人の意欲・能力等に応じて強度行動障害支援者養成研修の受講も支援している。

＜両立支援・多様な働き方の推進＞

- 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

… 法人で事業所内保育所を整備し、職員であれば優先的に入所できることとしてある。

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

… パート・嘱託職員が希望した場合、正規職員へ転換できる制度を就業規則に明記しており、実際に正規職員に転換した者の実績もある。

- 有給休暇が取得しやすい環境の整備

… 毎月 1 日以上を取得を奨励しており、毎月全職員の年間取得日数を集計・点検し、月平均取得日数が 1 日を下回る場合は個別に声掛けをしている。

2022 年度の取得実績は約 11 日/年となっている。

＜生産性向上のための業務改善の取組＞

- 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化

… 保育周辺業務(物品補充、下膳、掃除、シーツ交換等)を専門に行う「業務補助員」という職種を設けており、主として高齢者・障害者を雇用して対応している。

＜やりがい・働きがいの醸成＞

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

… 毎朝のミーティングで情報共有や意見交換をこまめに行っている。また、定期的な全体ミーティングでコミュニケーションを促進している。